

「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」が策定されました！

食品添加物の不使用表示に関して、消費者に誤認等を与えないよう留意が必要な具体的事項をまとめたものです。

容器包装における表示を作成するにあたり、食品表示基準第9条（※）に規定された禁止事項にあたるか否か自己点検を行ってください。

※ 食品表示基準第9条（食品添加物の不使用表示に関する表示禁止事項）

「実際の食品より著しく優良又は有利であると誤認させる表示」、

「義務表示事項の内容と矛盾する表示」、「内容物を誤認させるような表示」



【注意すべき食品添加物の不使用表示の類型】

類型		表示禁止事項にあたるおそれがある表示例
1	単なる「無添加」の表示	単に「無添加」とだけ記載した表示のうち、無添加となる対象が消費者にとって不明確な表示 (以下「<参考：類型1の考え方>」を参照)
2	食品表示基準に規定されていない用語を使用した表示	「人工甘味料不使用」等、無添加あるいは不使用と共に、人工、合成、化学、天然等の用語を使用した表示
3	食品添加物の使用が法令で認められていない食品への表示	清涼飲料水に「ソルビン酸不使用」と表示 等 (※清涼飲料水へのソルビン酸の使用は使用基準違反。)
4	同一機能・類似機能を持つ食品添加物を使用した食品への表示	日持ち向上目的で保存料以外の食品添加物を使用した食品に、「保存料不使用」と表示 等
5	同一機能・類似機能を持つ原材料を使用した食品への表示	原材料として、アミノ酸を含有する抽出物を使用した食品に、添加物としての調味料を使用していない旨を表示 等
6	健康、安全と関連付ける表示	体に良いこと理由として無添加あるいは不使用を表示
7	健康、安全以外と関連付ける表示	おいしい理由として無添加あるいは不使用を表示 等
8	食品添加物の使用が予期されていない食品への表示	同種の製品で一般的に着色料が使用されておらず、かつ、食品本来の色を呈している食品に、「着色料不使用」と表示 等
9	加工助剤、キャリアオーバーとして使用されている（又は使用されていないことが確認できない）食品への表示	原材料の一部に保存料を使用しながら、最終製品に「保存料不使用」と表示 等
10	過度に強調された表示	保存料、着色料以外の食品添加物を使用している食品に、大きく「無添加」と表示し、その側に小さく「保存料、着色料」と表示 等

< 参考：類型1の考え方 >

対象を明示せず単に「無添加」と表示すると、何を添加していないのかが不明確であるため、添加されていないものについて消費者自身が推察することとなり、一般的に消費者が推察した内容が事業者の意図と異なる場合には、内容物を誤認するおそれがある。

● 詳しくは、「食品表示基準Q&A 別添：食品添加物の不使用表示に関するガイドライン（消費者庁）」をご確認ください。

◆ 秋田県生活環境部 県民生活課
◆ 秋田県生活センター
◆ 北部消費生活相談室
◆ 南部消費生活相談室

電話：018-860-1517 / FAX：018-860-3891
電話：018-836-7806 / FAX：018-836-7808
電話：0186-45-1041 / FAX：0186-43-2270
電話：0182-45-6103 / FAX：0182-32-8349